**審　　査　　基　　準**

令和５年９月１日作成

|  |
| --- |
| 法令名：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 |
| 根拠条項：第３９条 |
| 処分の概要：国民の保護のための措置の実施前における緊急通行車両の確認 |
| 原権者（委任先）：福井県公安委員会 |
| 法律の定め：  災害対策基本法施行令第３３条第２項、災害対策基本法施行規則第６条第１項、第２項 |
| 審査基準：  車両の使用者の申出を受けた福井県公安委員会は、当該車両が武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第１０条、第１１条、第１６条又は第２１条の規定により、国民の保護のための措置を実施しなければならない者の車両であることに加え、以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。  １　国民の保護のための措置に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。  ２　国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。  ３　１及び２以外の場合であって、国民の保護のための措置を実施するための車両であるこ  と。 |
| 標準処理期間：２週間 |
| 申請先：警察署交通課、警察本部交通規制課 |
| 問い合わせ先：警察本部交通規制課企画係（電話0776-22-2880） |
| 備考： |